

36 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 財政調整基金管理規程

平成20年3月27日制定
糸社協規程第 49 号

(設置の目的)

第1条 糸魚川市における社会福祉事業振興の資金を積み立てるため、財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 当該基金として積み立てる額は、糸魚川市社会福祉協議会一般会計予算で定めるものとする。

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 会長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処 分)

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 経済事情の著しい変動等により財源が不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

(2) 緊急に実施することが必要となった福祉事業、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

2 前項の規定により基金を処分する場合は、予算に定めるところにより、これを一般会計に繰り出すものとする。

(補 足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 (平成20年3月27日)

この規程は、平成20年3月27日から施行する。